

だれでもあそべる ユニバーサルデザイン遊具のある公園

伊藤久雄（NPO法人まちぼつと理事）

2つの都立公園（砧公園、府中の森公園）に「だれでもあそべる ユニバーサルデザイン遊具のある公園」がある。恥ずかしながら、かつて私は都立公園を管轄する東京都建設局の職員であり、2つの都立公園の1つがある府中市に住んでいながら、その取り組みを知らなかった。

本稿では「だれでもあそべる ユニバーサルデザイン遊具のある公園」の現状や、建設局公園緑地部公園建設課の「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン、そして豊島区の「インクルーシブ公園」などを紹介したいと思う。

1. だれでもあそべる ユニバーサルデザイン遊具のある公園とは

「だれでもあそべる ユニバーサルデザイン遊具のある公園」を指定管理者として管理運営する（財）東京都公園協会はHPで次のように解説している。

<誰もが遊べる遊具広場>

「だれもが遊べる遊具広場」とは、障がいの有無や国籍などに関わらず、あらゆる子ども達が一緒に遊べる遊具広場です。

互いの違いを理解しあい、支え合いながら遊ぶインクルーシブな遊び場です。

また「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドラインでは、「子どもの遊びと遊び場の重要性」について述べている。

<子どもの遊びと遊び場の重要性>

子どもは、遊びを通して、身体的、精神的、情緒的、社会的な、様々な能力を成長させ、向上させています。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版、平成26年6月、国土交通省）には、子どもの遊びの重要性について、『子どもは、遊びを通して自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長するものであり、また、集団の遊びの中での自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通して、自らの創造性や主体性を向上させてゆくものと考えられる。このように、遊びは、すべての子どもの成長にとって必要不可欠なものである。』

と記載されています。さらに、遊具については、『遊具は、冒険や挑戦、社会的な遊びの機会を提供し、子どもの遊びを促進させる。子どもが冒険や挑戦のできる遊具は、子どもにとって魅力的であるばかりかその成長に役立つものである。』

と書かれています。

こうした子どもの遊びや、遊び場の重要性は、健常な子ども達だけでなく、障がいの有無を問わず、あらゆる子ども達にとっても同様です。

そのような中で、公園は安心して戸外で遊ぶことができ、さらに、遊びを楽しくさせる遊具等も備えている場所です。また、自分だけではなくみんなも一緒に遊んでいるなど、幼児から児童に至るあらゆる子ども達にとって格好の遊び場となる重要な空間です

2. ユニバーサルデザイン遊具のある都立公園

公園協会のHPには、都内にある砧公園「みんなのひろば」と府中の森公園「もり公園にじいろ広場」が紹介されている。

(1) 砧公園「みんなのひろば」



「みんなのひろば」の遊具は、参考資料（みんなのひろばの遊具紹介）のアドレスにアクセスしてください。さまざまな遊具を紹介している。

「みんなのひろば」を利用する皆さんへのモニタリング結果をもとに、夏の暑さ対策としてヨシズを張ったり、入り口の扉に色を塗ってわかりやすくするなど、皆さんの意見や声を反映した管理運営を行っている。

ひろば内には、皆さんや私たち公園職員がコミュニケーションツールとして利用できる専用の掲示板を設置しているほか、障がいを持つ子どもの支援団体によるアートワークショップなども行い、誰もが心地よく過ごせる空間づくりを進めている。

なお、参考資料に「みんなのひろばの遊具紹介」を載せているので参考mにしてください。

(2) 府中の森公園「もり公園にじいろ広場」



広場中央にあるのが、「アドベンチャーキャッスル」という愛称がつけられた大きな複合遊具。階段、ゆるやかなスロープで中心デッキに上がることが出来るようになっている。スロープには途中で車椅子が方向転換できるようなスペースがあったり、壁面パネルも触って遊べるようになっていたり、工夫がみられる。

(府中の森公園にじいろ広場HP)

広場と遊具の愛称は、近隣施設の子どもたちに候補を考えてもらい、3,500票を超える投票で決まった。遊具の案内板やリーフレットにも載せているので、覚えてもらえると嬉しい。また、公園・広場の情報を発信する「もり公園だより」の発行やイベントなども行っている。

だれもが楽しめる優しい場所になるよう、みなさんと一緒に広場を育てていきたいと考えている。

「もり公園にじいろ広場」の案内と遊具は参考資料を参照してください。

3. 「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン

整備ガイドラインは、その目的や背景、適用範囲などを次のように述べている。

■ガイドラインの目的

本ガイドラインは、「だれもが遊べる児童遊具広場」を、今後都内に拡充していくことを目的として作成したものである。

なお、本ガイドラインでは、これまでの都市公園等に整備された子どものための遊び場を総称して児童遊具広場と呼ぶ。

■ガイドライン作成の背景

これまでも、子どものための遊び場は、従来の「児童公園」をはじめ、多くの都市公園等において整備されてきた。そして、時代の潮流にあわせ、バリアフリーやユニバーサルデザインによる遊び場づくりを進めてきた。しかし、様々な人が違いを認め合いながら共に暮らす社会を実現するためには、新たな発想や試みによる遊び場づくりが必要とされている。

■ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、主として都内の都市公園等に整備する、児童遊具広場や遊具を対象としている。また、児童とは、おおむね 3 歳から 12 歳までの子どもを念頭に、その保護者や兄弟など幅広い層の利用にも配慮する。

■ガイドラインの性格

本ガイドラインは、厳格な基準等を定めたものではない。整備の方向性や考えかた、配慮すべき点などを、多様な事例などを通じて紹介したものであり、それぞれの児童遊具広場に合わせて活用できるよう配慮した。しかし、前例も少ないことから、今後も事例収集等を行い改訂していくことが必要である。

■ガイドラインを活用する人

本ガイドラインは、行政の公園緑地担当者、公園・遊具等の計画・設計者、施工・製造者、多様な利用者の方々に向けて作成している

以下、目次のみ紹介する。本文は参考資料にあるのでぜひ読まれたうえ、実際に砧公園、府中の森公園を訪ねていただきたい。

はじめに

本ガイドラインについて

I 現状と課題

1 現状

2 整備に向けての課題

II 整備

1 「だれもが遊べる児童遊具広場」の定義

2 整備のいろいろなケース

3 整備の基本的考え方

- 4 計画の手順
- 5 色彩計画
- 6 チェックリスト

III 遊具・施設

- 1 遊具・施設整備の基本的考え方
- 2 主な遊具（右頁参照）
- 3 主な施設（右頁参照）

IV 周辺施設

- 1 周辺施設整備の基本的考え方
- 2 主な周辺施設（右頁参照）

V 管理

- 1 管理の基本的考え方
- 2 維持管理
- 3 安全管理
- 4 運営管理
- 5 情報の発信
- 6 継続的な改善

VI 参考資料

- 1 先進事例・参考事例
- 2 関係団体等のヒアリング結果概要
- 3 利用者モニタリング結果概要
- 4 用語
- 5 関係団体等
- 6 関係法令・基準等

4. 今後の課題

私自身、この取組みを知ったのは小林まちぼつと事務局長の質問と、この春先、国分寺・生活者ネットワークの見学会があったことを思い出したからである（私は同行していない）。重ね重ね恥ずかしい限りだ。

整備ガイドラインも述べているように、「だれもが遊べる児童遊具広場」は事例はまだ少ない。そもそも国土交通省のHPにも東京都建設局の事例しか紹介がない。ただし、「こそだてまっぷ」発行の「こそだてニュース」に東京都豊島区の「インクルーシブ公園の紹介」の記事が掲載されている。豊島区のHPを見ると次の公園に「インクルーシブ公園」が紹介されている（この欄更新日：2022年5月16日）。この記事の更新から1年以上が経過しているので、あるいはもう1つ、2つ、増えているかもしれない。

- ・雑司が谷公園
- ・駒込七丁目第2児童遊園
- ・南長崎はらっぱ公園
- ・としまキッズパーク（事前予約制）



回転遊具「オムニスピナー」（雑司ヶ谷公園）区のHPから

私が検索した限り、東京都の2つの都立公園と豊島区の4つの公園の事例しかなかった。しかし今後、増えていくことは確かである。新・公民連携最前線のHPに『「インクルーシブ公園」を、ムーブメントからスタンダードに』：みーんなの公園プロジェクト代表の柳田宏治氏に聞く、聞き手：赤坂 麻実＝ライター、黒田 隆明（2022. 02. 17）という記事がある。この記事も少し古いが要約すると、柳田宏治氏の意見は以下のとおりである。

- ・近年、遊具メーカーなどからそれぞれ、考え方やポイントが提示されていますし、自治体では、東京都が公開した『「誰もが遊べる児童遊具広場」整備のガイドライン』も参考になる。

ただ、「これさえやっておけばインクルーシブ公園を名乗れる」という考え方、チェックボックスにチェックを入れて満足するマインドでは、本当にインクルーシブな遊び場はつくれないと思う。ガイドラインを超えて、よりみんなが使いやすいもの、楽しめるもの、質の高いもの、と考えていく必要がある。

- ・私たちが重要と考えるポイントを「5つの原則」としてまとめたので、簡単にご紹介する。5原則は、アクセシビリティ、選択肢、インクルージョン、安心・安全、楽しさから成る。

これらは、海外の優れたインクルーシブな公園に共通する特徴でもある。

- ・インクルーシブな遊び場の目的は、障害のある子どもを単に遊具にアクセスさせることではない。例えば遊び場に、障害がある子どものニーズに特化した専用の遊具を置けば、

その公園はある意味でバリアフリーにはなるが、それを使う子どもは、自分はみんなと違って特別扱いされていると感じてしまう。子どもが分離されたり、障害が強調されたりすることなく、多様な誰もが自然に関わり合いながら遊びの楽しさを共有できることが大切だ。

海外では、車いすユーザーも一緒に乗り込めるような革新的な遊具も次々と開発されている。ただ日本の場合、先例のない遊具は、事故の懸念からなかなか導入に踏み切れない、という声も多いようである。



米国カリフォルニア州の Magical Bridge Playground の築山。スロープを含め、登り下りの方法が何通りもあり、障害のある子どもに特化せず誰もが楽しめる

(写真：みーんなの公園プロジェクト)



ドイツ製のインクルーシブな回転遊具の例。左右のバーを持ち上げると 2 台の車いすが乗り込める（写真：みーんなの公園プロジェクト）

私たちも、実際に「だれもが遊べる児童遊具広場」や「ユニバーサル公園」を訪ね、利用状況や利用者の声を聴くなどの取組みが重要である。まず、読者の皆さんにも、都立公園や豊島区の公園を訪ねてみることを呼びかけたい。

<参考資料>

■東京都公園協会HP

<https://www.tokyo-park.or.jp/special/udplayground/>

■ユニバーサル遊具関連リンク集（東京都建設局）

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/tokyo_kouen/kouen0086.html

※リンクを希望される場合は、以下のメールアドレスまでご連絡ください。

kouhou@tokyo-park.or.jp

■砧公園「みんなのひろば」みんなのひろばの遊具紹介

https://www.tokyo-park.or.jp/special/udplayground/pdf/kinuta_hirobasetumei.pdf

砧公園 みんなのひろば

<https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/facilities004.html>

■府中森公園「もり公園にじいろ広場」

https://www.tokyo-park.or.jp/special/udplayground/pdf/fuchu_PR_print_cream.pdf

府中の森公園にじいろ広場HP

https://parkful.net/2021/10/inclusive_futyunomori/

- 「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン
<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/content/000058695.pdf>
- 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版） 国土交通省
<https://www.mlit.go.jp/common/000022126.pdf>
- ますます増加中「インクルーシブ遊具」って何？（こそだてまっふ）
<https://kosodatemap.gakken.jp/information/news/17889/>
- 東京都豊島区「インクルーシブ公園の紹介」
<https://www.city.toshima.lg.jp/340/machizukuri/sumai/koen/inkurushibu/2107121035.html>
- 「インクルーシブ公園」を、ムーブメントからスタンダードに（みーんなの公園プロジェクト代表の柳田宏治氏に聞く） 新・公民連携最前線
<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/434148/021400107/?P=2>